

休眠預金等交付金に係る資金を活用した事業

「女性の活躍が災害の困難を軽減する地域創り（災害支援事業）」



女性のエンパワメントで高める地域の防災力

リーダー育成事業助成プログラム

2022年「実行団体」公募要領



公益財団法人

地域創造基金さなぶり

— はじめに —

本助成事業は、休眠預金等交付金に係る資金を活用した事業（以下、「休眠預金等活用事業」という）として行う事業です。

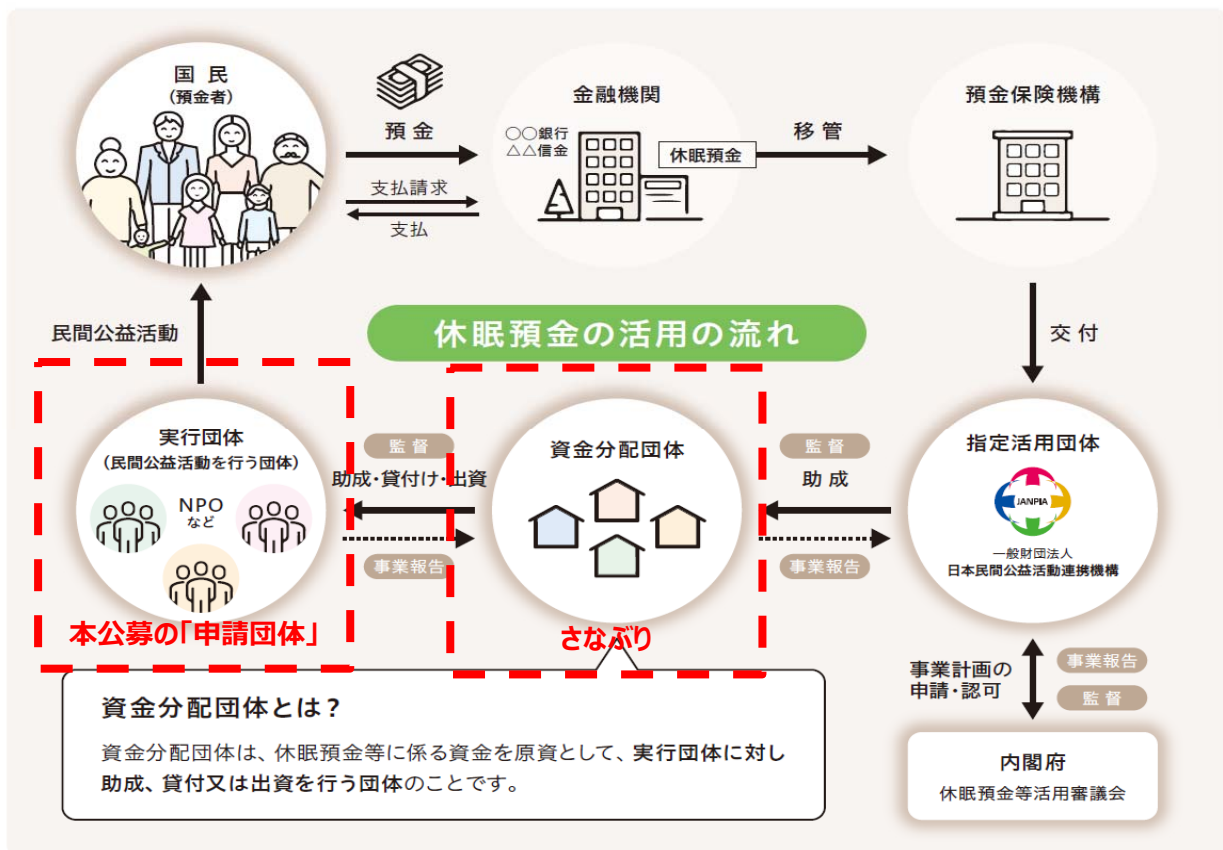
公益財団法人地域創造基金さなぶり（宮城県仙台市/設立 2011 年 6 月）は、「女性の活躍が災害の困難を軽減する地域創り」を提案し、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(平成 28 年法律第 101 号)(以下、「同法」という。)における資金分配団体(以下、「資金分配団体」という)として採択され、指定活用団体である一般財団法人日本民間公益活動連携機構(以下、「JANPIA」という)からの助成を受けて本助成事業を実施します。

本公募要領は、以下の 2 部構成となっております。まず第 1 部より、本助成事業の概要を理解いただき、その上で第 2 部の休眠預金事業に基づく助成事業の詳細をご確認ください。

第 1 部 実行団体公募概要(本事業に係る公募要領の概要)

第 2 部 公募要領詳細(休眠預金に基づく助成事業の概要)

<休眠預金活用の流れイメージ図>



出所：一般財団法人日本民間公益活動連携機構ホームページより

第1部 「実行団体」公募概要

事業趣旨及び実行団体に期待する活動概要

防災・減災、復興過程におけるさまざまな困難を解決するための「女性の視点」への注目は阪神・淡路大震災以降高まりを見せました。しかし、2011年の東日本大震災発災直後の状況、またその後全国各地で発生した自然災害での状況をみると、防災・減災にかかる「女性の視点」を活かした対応と実践は、まだ十分ではないと考えています。

内閣府をはじめとし、行政による指針の策定やイベント・講演の実施等、課題に対する取り組みはなされていますが、復興過程や平時の防災体制までを視野にいれた取り組みにおける「女性の参画」度合いは低く、統計として確認できる防災会議の女性比率^(*1)をみてもその実情は明らかです。災害が多発する日本国内において、発災時のみならずその後長く続く復興過程を視野に入れた「地域としての」災害対応と復興体制づくり、またそれら一連の防災・減災の活動において、今後ますます「ジェンダー平等」と「多様性への配慮」が欠かせない要素となってくると考えています。具体的には、東日本大震災の発災時に、女性が性被害や避難所等で困難な状況等に直面したという調査結果（特に性暴力被害、痴漢・ストーカー行為）がでており、このような事態を避けるための対応が必要です。また、様々な事情を抱える人々（障がい、未就学児のいる家庭、ペット等）が、一般の避難所への避難を躊躇するといった実態も明らかになっており、より一層の配慮や差別がない環境づくりも必要です。これらは、国際的な災害時の支援の基準である「スフィアハンドブック」^(*2)にも謳われている理念です。

このような現状を受け、防災・減災に掛る活動に女性の視点を織り込み、被災時に自らを守る知識と行動、そして発災直後の避難所の設営・運営において配慮すべき事項等の知見を積み上げることで、その被害や困難をゼロに出来ないかと考えています。国をはじめ各所で取り組まれている「防災・減災」の取り組みは、避けることのできない自然災害の「被害の最小化」を目指し、生き延びることを目指したものと言えるのではないかと思います。それらの取り組みを深化させ、女性が避難所や仮設住宅等での生活、その後の復興過程において生じかねない危機と被害を回避でき、必要なニーズ（必要な物資や配慮）を満たせるようになることを、本事業では目指しています。

本助成事業プログラムが資金助成を行う**実行団体**^(*3)が、地域において複数年に渡る女性リーダーの育成プログラムを実行することを通じて、女性たちのエンパワメントと、男性も女性も安全な被災後の暮らしと地域の再興を目指すものです。プログラムを修了した女性たちが、リーダーとしての自覚を持ち、所属地域の避難運営委員会やまちづくり協議会など、防災・減災・復興に関わる組織で積極的に意見を発信することで、平時から「女性の視点」が地域に反映され、多様性に配慮された“しなやかな社会”が醸成されることを目指します。大切な点は、防災・減災におけるリーダー育成に特化するのではなく、女性が地域においてリーダーシップを発揮し、地域の課題に対して自らが動いて、決められる力、誰もが暮らしやすい地域づくりに重きを置く事業である点です。

実行団体には、座学だけではなく、実地研修（被災地訪問など）を含んだ育成プログラムの実践を行っていただきます。また、育成プログラム修了者へのフォローアップも、地域の実情や課題を踏まえながら丁寧に行っていただくことを期待しています。男性も含めた地域全体に対し、「女性の視点」ならでは、の気づき・学びの機会を提供し、地域の防災・減災体制の底上げを図っていただきたいと考えています。

本助成で防災・減災・復興を切り口とし、日本における女性リーダー育成を加速させ、防災・減災・復興分野、また結果的には地域全体に女性の視点が確実に反映される社会を後押しして行きたい、それが東日本大震災を契機に被災地で設立されたコミュニティ財団として、発災後の10年を地域と共に歩んできた立場からの切なる願いであり、地域への貢献と考えています。

申請前には、ぜひ**個別相談**をご利用いただき、この公募に関する相互理解の機会として活かしていただければ幸いです。皆様のご応募をお待ちしております。

(*1) 地方公共団体の防災会議の委員に占める女性の割合は、令和2（2020）年4月1日現在、都道府県防災会議が16.1%、市区町村防災会議が8.8%とほぼ横ばいである。（出典：2021年「男女共同参画白書」第4章第2節 防災における男女共同参画・内閣府）

(*2) 災害救援の国際的なガイドラインである「スフィアハンドブック」（著作：Sphere Association, 2018年第4版/日本語版：2019年第4版）によれば、以下の記述があります。

以下、「スフィアハンドブック」より抜粋

スフィアとは（p4）

スフィアは、1997年に複数の人道支援を行うNGOと赤十字・赤新月運動によって始められた。スフィアは、人道支援の質と説明責任の向上を目的としている。スフィアの原理は2つの基本理念に基づいている：

- 災害や紛争の影響を受けた人びとには、尊厳ある生活を営む権利があり、従って、支援を受ける権利がある。
- 災害や紛争による苦痛を軽減するために、実行可能なあらゆる手段が尽くされなくてはならない。

人道憲章（p29）：共通の原則、権利および責務

4. 私たちは人道支援組織としての支援を人道原則と人道上の責務に基づいて提供し、女性、男性、少年、少女、すべての影響を受けた人びとの権利を重要視している。これらは、国際人道法、人権法、難民法を反映しており、保護と支援を受ける権利を含んでいる。人道憲章は以下の3つの権利のもとに成立すると私たちは考える：

<尊厳ある生活への権利> <人道支援を受ける権利> <保護と安全への権利>

(*3) 本助成を受けて地域で事業を行う組織のことを、休眠預金制度上「実行団体」と称します

1 対象となる事業（概略）

申請団体が主体となって行う、以下1) から5) 全ての要素を含む事業を助成対象とします。

- 1) 地域の女性たちのエンパワメント（**リーダーシップの醸成**^(*4)）を通じ、防災・減災にかかる**人材育成プログラム**であること。
- 2) 人材育成プログラムが、座学形式だけではなく OJT 等の実践形式を含む構成となっており、事業期間中に当該育成プログラムが **2 サイクル**^(*5)行われること。
- 3) 1 サイクル中 1 回以上は過去の大規模自然災害の被災地への宿泊研修を含むこと。
- 4) 上記 1)～3)を中核とし、事業地域において女性と災害弱者に配慮をした活動をしていく際に必要となる、地域内関係者（男女を問わず）の理解醸成を目的とした取り組み。
- 5) 本育成プログラム修了者による地域での防災・減災活動の実施をサポートすること。

2022 年度～2024 年度	
事業期間	2022 年 8 月から 2025 年 2 月 28 日まで（最長）
助成金額	1 団体あたり、最大 3,000 万円 （事業費総額の 8 割まで、評価関連経費を別途加算）
自己負担	事業費総額の 2 割
申請締切	2022 年 6 月 20 日（月） 17:00（電子メール必着）

(*4) リーダーシップの醸成

本事業においては、知識と経験を合わせた力量形成を指します。リーダーの定義としては下記①②両方が該当します。

- ① 行政や地縁組織等の公的な役職者（代表、理事、幹事等）である状態
- ② 役職には就いていないが、災害発生時等に自発的な発言や提案ができる具体的な取り組みができる状態

(*5) 2 サイクルの定義（事業イメージ図）一連の活動をまとめて『1 サイクル』



2 対象となる事業（詳細）

1) 女性リーダー育成プログラムの実施

- a) プログラムの構成は以下①～③の3つの要素等の組み合わせで想定しています。
- ① 座学や講座、ワークショップ形式に加え、OJT/実践的形式のプロセス
 - ② 過去に発生した大規模災害被災地域への、プログラム参加者の現地訪問
 - ③ 育成プログラム修了者の地域における実践活動のフォロー
- b) 研修のテーマは以下の①～④の4つの要素を踏まえていることを期待します。
- ① 防災・減災（災害発生前、発生直後、復興プロセス）、特に発災直後・復興時に女性が直面しやすい状況・リスクとその回避策
 - ② 平時からの女性のリーダーシップの引き出し、育成
 - ③ 研修実施地域における、防災・減災の活動展開
 - ④ その他、女性の視点を活かした防災・減災活動とその推進にかかる女性のリーダーシップ発揮に必要なことから、及び地域性を踏まえたプログラム等
- c) 参加者数と育成プログラムの総時間数
- ① 1サイクル25人前後の参加 × 2サイクルを想定。但し、事業の実施地域の人口や関心度合い、及び研修の回数と知識や経験を効果的に伝達できる人数規模を多角的に検討してください。
 - ② プログラムの総時間数に定めはありませんが、前項の研修テーマにかかる必要な知識や経験を十分に習得するために必要な時間を踏まえ、検討してください。
- d) 研修参加費
- 育成プログラムへの参加費について、自己負担のレベルについての指定はありません。無償でも構いませんし、参加者のコミットメントを期待する意味であれば、参加の妨げにならない程度の参加費を設定されることは差支えありません。なお、参加費を設定する場合は、後述の「4 助成額・助成比率・採択想定」の「自己負担」の一部として充当いただけます。

2) 過去の被災地への訪問実施

- a) 現地訪問を必須事項とするねらいは、百聞は一見にしかずの視点で被災直後から復興に至る過程を理解することです。被災地で実際に活動していた女性リーダーの方の話しを聴く、或いは男性から女性リーダーの存在がどういった意味があったか等について話しを聴く、などの機会を設けることを想定しています。
- b) 想定地域は、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨で、旅費等は全額助成金経費として計上可能です。

c) 訪問先地域・団体については、申請時に確定させることは必須ではありません。採択後に、育成プログラムの参加者のニーズ等を踏まえて検討いただく、また当財団側で訪問先地域、訪問団体等のご相談・ご紹介も可能です。

3) プログラム修了者へのフォロー

育成プログラムの修了者が、個人や修了者同士、修了者の勤務先の職員等と一緒に、防災・減災に掛る多様な取組みを地域で行われることを期待します。活動をされる中で、試行錯誤されることが予想されますが、実行団体のみなさまに置かれては、こうした地域での実践のフォローについても、本事業の計画に含め対応をしてください。具体的には、活動仲間のネットワークづくりや、イベント実施に際する相談、場合によって修了者と実行団体の共催形式での開催とその費用負担、小口の資金調達の支援等を想定しています。

4) 地域の理解促進

防災・減災の必要性の浸透度は高いと思いますが、そこに「女性の視点」がどの程度含まれているかについては、地域ごと様々ではないかと想定しています。「女性の視点」をふまえた防災・減災にかかる取組みの必要性について、理解を深めるために必要な取組み（参加者確保を含む）があれば、地域性に即した活動をぜひ事業として含んでください。

<補足> 地域性に即した活動の例

- ① 地域内の女性や、女性が多く働く企業（支社/視点）、女性が多く集まる地域の NPO やボランティア活動等を対象とした勉強会などの普及啓発活動
- ② 行政の防災担当部署、行政（県・市区町村）の防災会議、議会の防災関係委員会、消防署、自治会・町内会、自主防災組織、地域内の NPO・ボランティア団体等へ働きかけ、特に女性や要支援者（子ども、障がい者、高齢者等）への支援を含む防災・減災計画策定、研修・訓練等を実施する

注！ 助成対象とならない事業・経費の例

- 既存の資格取得を目指すだけの事業、その検定にかかる費用。
- 備蓄品や災害発生時に用いる備品を購入する経費。
ただし研修時に必要な備品類については対象となる場合もあります。個別にご相談ください。
- 修了者の活動に対し助成をする経費。但し実行団体が経費負担をする共催型はご相談ください。
- 調査・研究のみを目的とする事業。
- 政治的、宗教的な目的をもって行われる事業

3 助成事業実施期間

2022年8月（資金提供契約締結日）～2025年2月末

4 助成額・助成比率・採択想定

1) 助成額

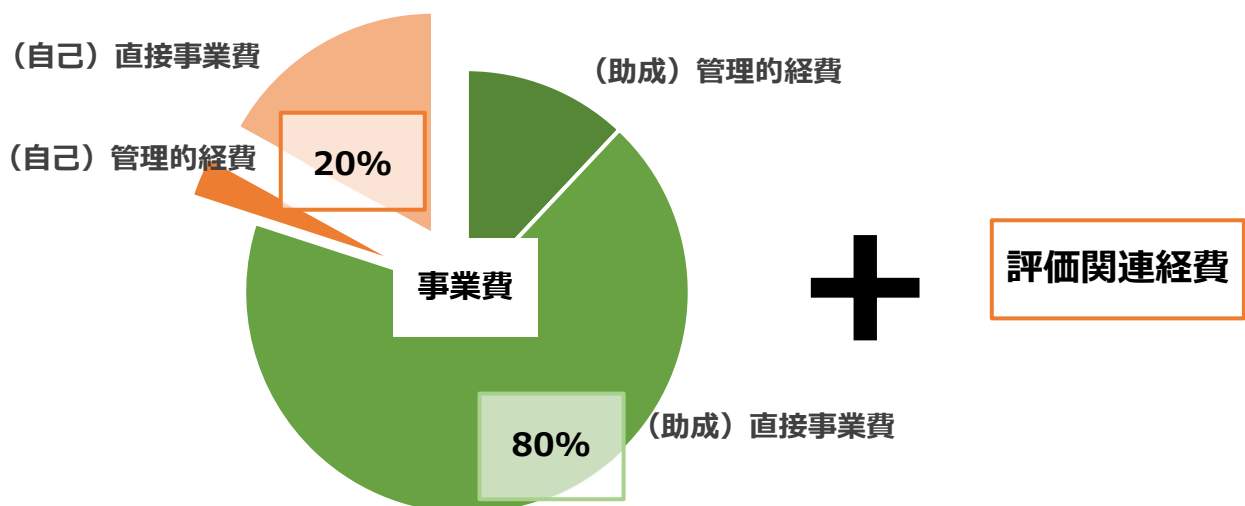
1 実行団体あたりの助成上限額は3,000万円です。

2) 自己負担

休眠預金制度では、原則として実行団体にも事業費の一部負担が求められます。事業全体の必要額(事業費)に対する助成額の上限は8割です。残り2割については、自己資金の充当、別の助成金など民間資金を確保することを原則としています。初年度から2割を確保することが困難な場合は別途ご相談ください。

3) 評価関連経費

休眠預金制度では、事業の評価・成果の計画や検証を丁寧に行うことが求められます。外部から専門家を招聘して評価を実施、アンケートを実施、視察に行く、などの手段で評価を行っていただきます。そのための資金として、事業費とは別に事業費への助成額の5%以下の範囲内で評価関連経費を計上いただけます。



例：事業費への助成額が3,000万円のケース

事業費： 3,750万円（内、助成金：3,000万円、自己負担：750万円）

評価関連経費： 150万円（事業費への助成額の5%を上限とする）

総事業費： 3,900万円（総事業費＝事業費＋評価関連経費）

事業費は直接事業費と管理的経費の2種類に分けて計上いただきます。

直接事業費：主に事業の実施に掛る経費で、事業実施にかかる人件費を計上可能

管理的経費は、主に事務所費用、経理関係費用等で、事務管理上の人件費を計上可能

詳細は必ず、別添の「積算の手引き」をご確認ください。

4) 採択想定事業数

7事業ほどを想定

5 対象となる地域と災害想定

1) 対象地域：

本事業は、以下の①～③いずれかに該当する地域を対象とします。

- ① 政府の中央防災会議が定めた『大規模地震防災・減災対策大綱』に記載のある地域。
具体的には南海トラフ地震、首都直下型地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下型地震を指す。
- ② 過去10年程度のあいだに、地震、津波、台風による水害、集中豪雨等の大規模災害が発生している地域。
- ③ その他、日本国内のいずれかの地域において、災害の発生を念頭におき、防災・減災活動を必要としている地域。

2) 災害想定

本事業で想定している災害は、地震、津波、噴火、台風・集中豪雨等の水害です。

また、原子力発電所が立地している地域において、自然災害の発生と連動した原発被害を前提とするものは対象とします。詳細は事務局までお問い合わせください。

6 対象となる団体

上記1、2に記載の「対象となる事業」を実施可能な団体であり、以下の条件を満たす法人。

1) 法人格

原則として法人格を有していること（種類は問いません）。自主防災組織や、町内会、自治会など、法人格は有しないものの、防災に関係する組織での申請を検討されている場合は、事務局までお問い合わせください。

2) 事業拠点

事業実施地域内に本拠地もしくは活動拠点があること。現時点では拠点が無い場合も、採択後に開設見込みであれば対象とします。

3) 事業実績

原則として、以下 a)、b)の事業領域において2年以上の実績を有していること。a) または b) 片方だけの事業実績を有している場合は、不足領域にかかるノウハウ移転、専門家からの継続的な指導/支援を受けることが具体的であれば実績の有無は問いません。

- a) 女性のエンパワメント（女性のリーダーシップ養成、女性の活躍等の取組み全般）
- b) 防災・減災活動（復興支援事業から防災・減災活動に取り組もうとする団体も含む）

4) 組織基盤（ガバナンス・コンプライアンス）

ガバナンス・コンプライアンス体制を確認するための項目については、本公募要領の別添「ガバナンス・コンプライアンス体制の整備に関する事項」をご覧ください。

申請時に別途指定する規程類が全て揃っている必要はありませんが、組織規模等の必要性に応じて事業実施期間中を通じて段階的な取組みをお願いします。

例) 組織規模が大きい場合には組織全体への周知を目的に規程類を整備し、組織内外に周知する。小規模な組織では規程類整備等に過度な時間を割くことなく実効性のある体制整備を軸に定款などへの反映、最小限のルールなどを用意し組織内で徹底する等

【申請時に確認したい事項】

- ガバナンス・コンプライアンス体制に関して、定款への規定や業務フローなど、ルールが明確であり組織内で周知されているか
- 実質的に業務履行が可能な体制が整備されているか

【資金提供契約締結時までに確認をしておきたい事項】

- 適切な資金管理を実現する体制
事業の実施と助成金の管理（休眠預金事業の場合は区分経理が求められます）が適切に行える団体であること。「管理会計」を導入し、会計ソフトの利用、領収書の保存・管理ができること。
- 資金提供契約で求められる各事項を履行できる体制
経理会計の担当者の配置、経理責任者による管理体制、理事会の運営など組織としての意思決定の体制の確保がされていること。

【事業実施期間中を通じて段階的に整えていく事項】

- 理事の職務権限に関すること。職員の給与支払い、就業に関するルールの整備。
⇒ ソーシャルセクターで活躍する人材の確保・育成、就労環境の整備は事業の持続可能性向上の視点からも重要です。

- コンプライアンス体制・内部通報者保護・利益相反防止・倫理に関すること
- 情報公開に関すること、文書管理に関すること、事業運営のルール/リスク管理に関すること、監事に関すること

5) その他

- 本事業への申請は、1 団体 1 件に限ります。
- 自主防災組織、町内会・自治会などからの申請をご検討の場合は、事務局までお問い合わせください。

7 選定基準

実行団体は、以下の選定基準に基づき選定を行います。

事業の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 防災・減災に、女性リーダー育成に関する知見を有しているか、或いは補完をする具体的な計画があり対象地域において事業を遂行、普及させていくために必要な配慮や、有効な手立てが含まれているか ➢ 座学だけではなく、OJT（実践的な活動を通じた学びの形式）の組込や修了者へのフォロー等の計画がされているか ➢ 育成プログラムの構成、時間数の想定は、現実的か ➢ 修了者と連携した将来的な防災・減災事業の実施が想定されているか ➢ 地域社会の状況や問題構造の把握が十分に行われており、本助成事業が設定した課題に対して妥当な計画になるか ➢ 地域社会において防災・減災に関わる当事者や関係者の把握ができているか
実現可能性 連携と対話	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域性を踏まえた効果的な育成事業か ➢ 関係機関との連携（行政、議会、地縁組織、NPO等）を通じ、具体的かつ実現可能な計画になっているか ➢ 多様な関係者との協働、事業準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか ➢ 事業実施に必要な人材の配置を含め、実施体制が整っているか 効率的かつ効果的な事業と予算計画になっているか
ガバナンス・コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業計画書に示す事業を適確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えているか
波及効果	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業から得られた学びを、組織や地域、分野を超えた社会課題の解決につなげられることが期待できるか

継続性	➤ 助成終了後の計画（支援期間、出口戦略やその工程等）が具体的かつ現実的か
先駆性 （革新性）	➤ 本事業が実施されることで社会変化が創造されるか ➤ 防災・減災、及び女性リーダーの育成過程を通じて、何らかの新しい価値が創造される、仕組みづくりに寄与するか

<その他選定時の留意事項>

- ① 申請書類の作成等選定までに要する、および選定後資金提供契約締結までに要する全ての費用については、各申請団体（実行団体に申請する団体。以下同じ）の負担となります。
- ② 審査の結果、実行団体に指定されなかったことによる一切の損害等について弊団体が責任を負うものではありません。
- ③ 国又は地方公共団体から補助金又は貸付金（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けている事業は本助成対象事業の対象外です。
- ④ 他の助成財団から、同一事業に対し助成等を受けている団体の申請は可能とします。
- ⑤ 本助成を通じた民間公営活動による、社会的成果の最大化の観点を重視し審査を行います。
- ⑥ 社会の諸課題やそれを解決するための手法の多様性に対応するため、特定地域に事業が偏らないよう配慮します。
- ⑦ 優先的に解決すべき社会の諸課題の分析、並びにその解決を目指す取り組みを行うにあたっては、ジェンダー平等、社会的弱者への支援等、社会の多様性に十分配慮します。
- ⑧ 分野垣根を超えた連携を伴う民間公益活動や、ICT等の積極的活用等、民間の相違工夫が具体的に生かされており、革新性が高いと認められる実行団体を優先的に選定します。
- ⑨ 2021年度休眠預金新型コロナウイルス対応支援枠と重複する団体の申請も可能ですが、同一事業については申請できません。
- ⑩ 同時期に他の休眠預金資金分配団体へ申請している、または申請する場合は、異なる事業である必要があります。また、採択結果が分からない段階で、複数の資金分配団体に対し同一事業を申請することはできません。
- ⑪ 既に休眠預金事業として採択されている事業とは別事業であることが必要です。

8 公募のプロセスとスケジュール

公募期間	2022年5月9日（月）～6月20日（月）17時締切 ※電子メールでの申請受付
説明会	後述の日程で全体説明会／個別相談を実施します
審査期間（予定）	6月20日～7月下旬
結果通知（予定）	7月下旬（文書通知）
契約締結（予定）	8月上旬
助成金支払（予定）	8月中 ※初回支払分

<留意点>

- 申請団体との面談を行うとともに必要に応じて現地調査を行います。
- 公平で公正な審査のため、第三者の外部専門家等から構成される審査会議において審査が行われます。
- 弊団体の理事会等（意思決定機関）で決定します。
- 審査の結果は申請団体に対し、文書にて通知します。
- 申請団体名・事業概要・選定結果の情報を公表します。

9 提出書類

申請に必要な様式は、以下の指定の様式1から様式9、及び団体情報一式（指定書式なし）です。指定様式については、資金分配団体WEBサイトからダウンロードしてください。なお、コンソーシアムでの申請を計画している場合には、一部提出書類が異なりますので、事前に事務局までお問い合わせください。

指定様式

- (様式1) 助成申請書
- (様式2) 団体情報
- (様式3) 事業計画書 ※手書き不可
- (様式4) 資金計画書
- (様式5) 事業責任者の略歴
- (様式6) 役員名簿
- (様式7) ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書
- (様式8) 自己資金に関する申請書
- (様式9) 申請書類チェックリスト
- (様式10) コンソーシアムに関する誓約書

その他団体情報に関する書類

- 定款（定款の作成義務がなく作成していない場合は、設立趣意書等団体の活動目的がわかるもの）
- 登記事項証明書（現在事項全部証明書）（発行日から3か月以内のもの）
※ 登記していない場合は、団体成立年月日、役員就任年月日、商号・正式名称、本部所在地などがわかるもの
- 事業報告書（過去3年分）
設立から3年未満の団体においては、提出可能な期間分について提出
- 今回の申請事業に類する人材育成事業を過去に実施している場合は、それにかかるチラシや要項等
- 貸借対照表
- 損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等）
- 監事及び会計監査人による監査報告書

10 説明会・個別相談

Zoom を用いてオンラインで実施します。使用する Zoom アドレスは、お申込を頂いた方に別途ご連絡します。詳しくは当事業の公募ページをご覧ください。

	<オンライン全体説明会>	<個別相談会>
5月9日（月）	① 14:00-15:00	15:00- / 16:00- / 20:00-
5月10日（火）	② 19:00-20:00	20:00-
5月16日（月）	③ 14:00-15:00 ④ 19:00-20:00	15:00- / 16:00- / 20:00-

個別相談会をぜひ積極的にご活用下さい。初期の相談に加え、企画の方向性の検討など、1団体あたり2回以上のご利用を想定しています。上記日程以外にも、出来るだけ日程のご要望にそって調整しますので、お気軽にお問い合わせください。

11 提出方法・お問い合わせ先

申請は電子メールでのみ受け付けます。様式 1～9、及び団体情報に関する資料を、データにて以下のアドレスまでお送りください。メールにて受領確認を行いますので、申請書類提出後確認メールが届かない場合は恐縮ですが、電話・メールでお問い合わせください。

※郵送での申請受付は行いません。

申請用メールアドレス：DA2021@sanaburifund.org

2) お問い合わせ先

公益財団法人 地域創造基金さなぶり

〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-2-23 桜大町ビル 602

TEL：022-748-7283 FAX：022-748-7284（受付時間 9 時-17 時）

Mail：DA2021@sanaburifund.org 担当 三浦・神谷（かべや）

第2部 公募要項詳細（第1部以外事項についての詳細）

目次

第1章 休眠預金等に係る資金を活用した実行団体の公募について	17
1. 趣旨	17
2. 休眠預金等交付金に係る資金の活用によりめざす姿	17
3. 休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則	18
4. 実行団体に期待される役割	18
第2章 助成方針・助成対象事業について	18
1. 助成方針	18
2. 助成金	19
3. 「優先的に解決すべき社会の諸課題」	20
第3章 公募申請手続きについて	20
1. 申請資格要件	20
2. 経費について	21
3. その他の審査における着眼点	22
4. 審査結果の通知	23
5. 選定後について	23
第4章 本助成事業に求める要件等について	25
1. 実行団体の基盤強化について	25
2. 事業の評価	25
3. 実行団体に対する監督について	26
4. 外部監査の実施	26
5. 助成金の目的外使用の禁止・財産の処分制限	27
6. 選定の取消し等	27
7. 助成金の返還	27
8. 加算金及び延滞金	28
9. 不正等の再発防止措置	28
10. 情報公開	28
11. 資金提供契約	29
別添1：ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書作成の際の参考資料	30
別添2：コンソーシアムでの申請	33

第1章 休眠預金等に係る資金を活用した実行団体の公募について

1. 趣旨

我が国においては、人口減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が生じており、国民生活の質や水準への影響等、様々な社会課題に直面しています。

加えて、東日本大震災から10年の節目を迎える2021年においても同震災の影響は残っています。さらに、新型コロナウイルス感染拡大の影響は続いており、生活上の困難を抱える人々の増加など、行政では対応困難な社会課題が増加しています。また、こうした社会課題の中には、法制度や予算等の仕組み上、行政の執行になじみにくく、既存の施策では十分な対応が困難であり、国及び地方公共団体では対応が困難な課題が多くあります。

これらの社会課題の解決に資するため、10年以上入出金等が確認できない預金等について、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、民間公益活動を促進するために活用することとした「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）」（以下「法」という。）が、平成30年（2018年）1月1日に全面施行されて3年が経過しました。

一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「JANPIA」という。）が、同法に基づく指定活用団体として、民間公益活動を行う団体（以下「実行団体」という。）に対して助成を行う資金分配団体について、2021年度の第1回目の公募（通常枠）をした結果、私たち公益財団法人地域創造基金さなぶりが採択されました。

2. 休眠預金等交付金に係る資金の活用によりめざす姿

休眠預金等交付金に係る資金（以下「休眠預金等に係る資金」という。）の活用による目的は以下の2点です。

- 1) 国及び地方公共団体が対応することが困難な社会課題の解決を図ること
- 2) 民間公益活動の自立した担い手の育成並びに民間公益活動に係る資金を調達することができる環境を整備すること

これらの目的を達成することで、

- 1) 社会課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みが構築され、
- 2) 資金分配団体や、実行団体が民間の資金を自ら調達して事業の持続可能性を確保し、
- 3) 社会課題の解決に向けた取組が強化されていくことで、我が国の社会課題解決能力の飛躍的な向上、および国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献することも期待されます。

本事業の財源である休眠預金等は国民の資産であることから、国民をはじめとするステークホルダー（多様な関係者）に対する事業の透明性や説明責任を果たすとともに事業による成果の可視化も求められますので、そのため事業評価の実施も重視します。また、民間公益活動の持続可能性を担保するために、民間公益活動を担う組織能力強化を目的とした伴走支援に重点をおいています。

3. 休眠預金等に係る資金の活用に応じた基本原則

休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針（平成 30 年 3 月 30 日 内閣総理大臣決定）において「休眠預金等に係る資金の活用に応じた基本原則」が定められています。

この基本原則に基づいて、休眠預金等に係る資金を活用する指定活用団体、資金分配団体、実行団体等は業務を遂行することが求められます。基本原則は以下の 9 項目から構成されています。

- | |
|---|
| (1) 国民への還元、(2) 共助、(3) 持続可能性、(4) 透明性・説明責任、
(5) 公正性、(6) 多様性、(7) 革新性、(8) 成果最大化、(9) 民間主導 |
|---|

4. 実行団体に期待される役割

社会の諸課題は現場から上がってくることが多いことから、実行団体には、事業の実施により社会の諸課題を解決するだけでなく、そうした課題を可視化するとともに、現場のニーズ等を資金分配団体等にフィードバックし、本制度の改善につなげていただくことを期待しています。

実行団体に期待される役割は以下のとおりです。

- ① 行政の縦割りに「横串」を刺す、あるいは公的制度のいわゆる「狭間」に位置している具体的な社会の諸課題を抽出し、可視化する。
- ② 成果に着目しつつ休眠預金等に係る資金を効果的・効率的に活用し、社会の諸課題の解決に向けた取組を推進する。
- ③ 民間の創意・工夫を十分に活かし、複雑化・高度化した社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発し、実践する。
- ④ 自ら行う民間公益活動の成果評価を実施し、民間公益活動の見直しや人材等の資源配分への反映等、民間公益活動のマネジメントの中で評価を有効に活用する。
- ⑤ 現場のニーズや提案、事業成果等を資金分配団体からJANPIAにフィードバックすることにより、本制度の一層の改善につなげる。

第2章 助成方針・助成対象事業について

1. 助成方針

- (1) 実行団体に対する助成の方法は、資金分配団体である弊団体（以下、「弊団体」という。）の2021年度事業計画の範囲内で、実行団体が提出する事業計画の内容を踏まえて決定します。
- (2) 期待された社会的成果が達成できない可能性も想定し、適切にリスク管理を行っていただきます。
- (3) 実行団体の選定に際しては、事業の特性に応じ、休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みとして、補助率を設定し、事業に係る経費の20%以上は、自己資金又は民間からの資金の確保を原則とします。ただし、財務状況や緊急性がある場合には、特例的にその理由を明示していただき、自己負担分を減じることを検討しますが、複数年度の事業においては、助成終了後の事業継続を見据えて事業の最終年度には補助率を原則である80%以下にさせていただきます。

- (4) 弊団体は、最長31カ月間、実行団体に対して複数年度にわたる助成を行います。ただし、事業の終了時期は、原則として最長で2025年2月末までとし、別途資金提供契約（資金分配団体と各実行団体が締結する契約）に定めることとします。
- (5) 実行団体は、助成額の一部を管理的経費に充てることを可能とします。当該管理的経費は、役職員の人件費等や管理部門等の管理経費、事務所の家賃等に要する経費で、当該業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費とし、助成額の最大15%とします。総事業費の中で人件費を対象とする場合は、その旨と人件費水準等(人件費の幅または平均値)を特記してWebサイト上で公表することを資金提供契約に定めることとします(「第3章2.経費について」参照)。
- (6) 助成金の支払いは、資金提供契約に基づき概算払いで行います。複数年度にわたる事業の場合には、申請時に複数年度にわたる事業計画と資金計画等の提出が必要です。ただし、助成金の支払いは年度ごとに確定し精算手続きを行うものとします。(「第3章5.選定後について (3) 総事業費の管理と助成金の支払い」を参照)

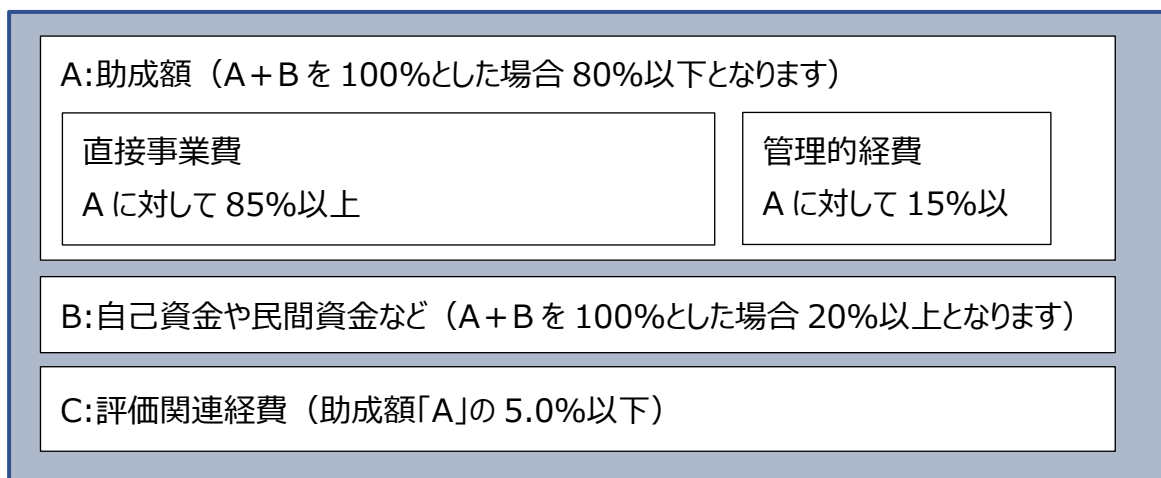
2. 助成金

弊団体からの助成金は、①実行団体の助成に必要な額から自己資金・民間資金を除いた「助成額」(A)、②評価関連経費(C)から構成されます(※)。

※ 総事業費と助成額等との関係について

- 総事業費(A+B+C)から評価関連経費(C)を除いた事業に係る経費(A+B)を100%とした時、助成額(A)は80%以下、自己資金や民間資金(B)は20%以上となります。
- 補助率 = 助成額(A) ÷ 事業に係る経費(A+B)
- また、助成額(A)の内訳については、直接事業費が85%以上、管理的経費が15%以下となります。

【総事業費の概念図】



3. 「優先的に解決すべき社会の諸課題」

次の1)~3)の領域について特定された7つの優先すべき社会の諸課題（下記参照）のうち、本公募により、助成する民間公益活動では、2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
⑤社会的孤立や差別の解消に向けた支援の解決、3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動 ⑥地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取り組みの支援を目指しています。実行団体は、事業を提案するにあたり、以下の優先すべき社会の諸課題から取り組む課題を選択してください。かつ、このほかに事業内容に該当する優先すべき社会の諸課題がある場合は、下記より目指すべき成果目標をご提示ください。

<3つの領域と優先すべき社会の諸課題>

- 1) 子ども及び若者の支援に係る活動
 - ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
 - ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
 - ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
- 2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
 - ④ 働くことが困難な人への支援
 - ⑤ 社会的孤立や差別の解消に向けた支援
- 3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
 - ⑥ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取り組みの支援
 - ⑦ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

第3章 公募申請手続きについて

1. 申請資格要件

助成の対象となる団体については、原則として法人格を有し、かつガバナンス・コンプライアンス体制を満たしている団体である必要があります（「第3章3.その他の審査における着眼点」参照）。

ただし、上記に該当する団体であっても、次のいずれかに該当する場合は助成の対象となりません。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。)
- (5) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- (6) 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- (7) 資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない

- 団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
- (8) 同一の事業で同時期に複数の資金分配団体に申請している団体
 - (9) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - ② 法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - (10) 団体としてのガバナンス・コンプライアンスの体制面で、特定の企業・団体等から独立していない団体
 - (11) 独立行政法人
 - (12) 共同事業体の場合の特例
- 申請事業の運営上の意思決定及び実施を2団体以上で共同して行う場合には、共同事業体（以下「コンソーシアム」という。）での申請を行うことができます。詳細は別添2をご確認ください。

2. 経費について

詳細は別途定める「積算の手引き」及び「精算の手引き」を参照してください。

(1) 積算について

実行団体1団体あたり、最長31か月間の事業に対する最大の助成額の目安は、3,000万円です。

対象となる経費は、民間公益活動の実施に必要な経費とし、個別の資金提供契約において最終決定されるものとします。

- 様式4「資金計画書」は、申請団体が通常使用する会計科目を使用して作成してください。
- 複数年度にわたる事業の場合には、各事業年度及び事業期間全体の資金計画を作成してください。
- この事業に関する事業年度は4月1日から翌年3月31日までとしてください。
- 各科目は算出根拠を示す必要があります。
- 謝金、賃金、旅費、交通費については、弊団体と実行団体とで協議の上ルールを決めていただきます。ただし、その場合でも社会通念上、妥当と認められない水準の場合には、調整することがあります。

【資金計画書作成時の留意点】

- ① 資金計画書は助成金申請額と自己資金又は民間資金を合わせた事業費について記載してください。助成対象経費は、以下の表に基づき、直接事業費と管理的経費とに大きく分けた上で、申請団体が通常使用する会計費目で分類してください。

分類	定義・留意点
直接事業費	<p>・<u>実行団体による民間公益活動の実施に直接係る活動経費のうち、支出に係る証拠書類を提出することが可能な費用です。</u></p> <p>例：謝金、旅費交通費、会議費、会場借料、借料損料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、施設改修費、機器購入費、委託費、人件費（当該事業に従事する業務従事者の給与）など</p> <p>・助成額の85%以上としてください。</p>
管理的経費	<p>・役職員の人件費等や管理部門などの管理的経費、事務所の家賃等に要する経費で、当該業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費、又活動を実施するための調査費等です。</p> <p>・助成額の最大15%とします。</p> <p>・申請事業の経費として特定することが困難な費用については、他事業と按分して、算出根拠を明らかにしてください。</p>

- ② 評価の確実な実施を図る観点から、評価等に関する調査実施に要する経費として評価関連経費（評価関連経費については助成額とは別枠で助成額の5.0%以下を助成します。）を助成額と別枠で申請可能です。このため、社会的インパクト評価等に関する調査実施に要する経費（以下「評価関連経費」という）については「管理的経費」に積算する必要はありません。

【対象外経費について】

- ファーストクラス、スーパーシート、プレミアムエコノミー、グリーン車などの特別料金
- 会議費の範囲を逸脱し、社会通念上、接待交際費に当たるもの
- 個人または団体に贈与される寄付金、義援金及び贈呈品等

上記以外の費用であっても、事業目的に沿わない場合などには、減額または対象外となる可能性があります。判断が難しい場合など、不明な点がありましたら、事前にご相談ください。

3. その他の審査における着眼点

<審査の着眼点>

以下の着眼点に即して審査を実施します。

- ① 利益相反防止のための措置を講じない限り、資金分配団体と利益相反の関係があるとみられる組織、団体等を実行団体に選定しないこと
- ※以下、利益相反と考えられる場合とその対応についての例です。
- ・資金分配団体の理事等の役員が実行団体の候補団体の役員に就任している場合、又はその逆のケースは、利益相反のリスクがあるため原則として当該団体を実行団体に選定することを避けるべきであり、資金分配団体、実行団体いずれかの役員を辞職していただくのが原則です。
 - ・実行団体の募集にあたっては、会員（メンバー）団体に限定せず、それ以外の団体にもオープンに、公平・公正に公募を行います。

- ② 事業を適確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えていること
- ③ ガバナンス・コンプライアンス体制等については、資金分配団体が整備等を行うガバナンス・コンプライアンス体制等に準じた体制を目指していること
- ④ 事業計画書において、達成すべき成果、期間、助成期間終了後の活動イメージ、各事業年度における事業内容と必要な費用額、成果の実施時期及び評価の方法（第4章2.事業の評価で詳細を記載）が明示されていること
- ⑤ 休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みとして、補助率を設定（総事業費から評価関連経費を減じた額の20%以上は自己資金又は民間からの資金を確保）していること
※ただし、財務状況や緊急性のある場合などで、希望する団体には、特例的にその理由を明示していただき、自己負担分を減じることができます。また、複数年度の事業においては、助成終了後の事業継続を見据えて事業の最終年度には補助率を原則に戻していただきます。

4. 審査結果の通知

1) 通知方法

最終決定については、申請団体に対し文書で通知します。

2) 情報公開

実行団体公募要領や公募に必要な書式については弊団体の Web サイト上で一般に公表します。

また、公募に申請した団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）を、募集終了時に弊団体の Web サイト上で公表します。

さらに、選定した実行団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由、助成総額とその算定根拠を弊団体の Web サイト上で広く一般に公表します。

なお、上記の各公表は、少なくとも助成期間が終了するまで継続して公表します。

また、上記に関しては情報公開承諾書（助成申請書の別紙となります。）を提出していただきます。ただし、公表にあたっては、当該実行団体の権利・利益を損なわないように配慮します。

5. 選定後について

(1) 休眠預金助成システム

JANPIA が開発するシステムで事業の進捗管理や評価結果等を報告していただくものです。休眠預金助成システムを使用して、JANPIA 及び資金分配団体、実行団体間で進捗管理や評価結果等をペーパーレスで迅速に共有し一元管理します。また、事業運営の透明性を確保するため、入力された内容は基本的にすべて公開されます。

(2) 事業の進捗管理等

① 進捗報告

実行団体は、資金提供契約に基づき、原則として6か月ごとの活動の進捗及び総事業費の使用状況について休眠預金助成システムを使って報告してください。

上記に加え、事業の進捗状況を把握するための協議を対面形式で、原則として毎月1回以上行います。この形式はインターネットを通じた遠隔会議、テレビ会議システム等を含みます。

② 年度末報告

実行団体は、資金提供契約に基づき、各事業年度が終了するごとに、休眠預金助成システムにより、事業と収支の報告をしてください。

③ 翌事業年度の資金計画書等の提出

実行団体は、資金提供契約に基づき、指定された期日までに、当該時点における当該事業年度の精算見込書及び翌事業年度の資金計画書等を提出してください。

(3) 総事業費の管理と助成金の支払い

① 指定口座の開設について

総事業費を一元的に管理するため、総事業費のみを管理するための指定口座を開設してください。指定口座において総事業費以外の金銭の管理を行わないようにし、指定口座以外の金融機関口座において総事業費の管理を行わないでください。また、指定口座における日本円での預金を除くほか、本総事業費を運用しないようにしてください。

なお、預金保険制度により万一の時にも預金が全額保護されるべきという観点から、決済用預金口座(利息の付かない普通預金あるいは当座預金)を開設してください。通帳がない当座預金については、インターネットを通じ取引明細が随時出力できるものに限りします。

② 指定口座の管理

実行団体は、弊団体に対し、指定口座の預金残高や出金及び振込みに関する情報を提供又は報告してください。また、JANPIA がこれらの情報の提供又は報告について、ICT を活用した休眠預金助成システムを通じて行うことを要請した場合には、必要な協力をお願いすることがあります。

③ 支出管理

やむを得ない事由があると弊団体が認めた場合を除き、指定口座から現金の出金を行わず、原則として指定口座からの支出は請求書払い、振込、カード支払いによって行ってください。金額に関わらず、指定口座から出金した現金の額、出金の日時及び目的などは記録してください(帳票のひな形は用意します。)

④ 支払い時期等

実行団体への助成金の支払いは、JANPIA から公益財団法人地域創造基金さなぶりに助成金が交付された後に、契約に基づき実行団体への助成金を概算払いで実行団体の指定口座に振り込みます。

初回は2022年9月までの助成金を支払います。ただし、初回の助成金の支払いから2022年9月末までの期間が3か月未満の場合は、初回の助成金支払いは当該9月末からの半年分を加えて支払います。

2回目は、2022年10月に、10月から翌年3月分の助成金を支払います。

3回目(2023年度)以降は、原則として、4月と7月と10月に分割して支払います。詳細は、積算の手引きを参照してください。

⑤ 用途等

総事業費の用途については、資金提供契約で認められたものに限定し、民間公益事業とそれ以外の事業とを区分して経理を行うとともに帳簿を備え付けてください。支払証拠書類は、事業完了日が属する会計年度の終了後、5年間保管してください。

5) シンボルマークの表示

事業実施に当たっては、休眠預金等を活用して実施する事業であることを示すためのシンボルマークを表示してください。具体的な利用方法については、JANPIA が別途定める「シンボルマーク利用手引き」を必ずご参照ください。

〈シンボルマーク〉 <https://www.janpia.or.jp/kyumin/symbol.html>

〈規程・手引き等〉 <https://www.janpia.or.jp/dantai/symbol/>

6) 事業完了報告・監査

- ① 助成事業終了日から2週間以内に、休眠預金助成システムを使って弊団体に事業完了報告書を提出してください。
- ② 事業の適正を期するため、または事業の評価を行うため、資金提供契約に基づき助成事業の完了の日の属する事業年度の終了後5年（ただし、本事業の実施により取得し、又は効用のため増加した財産（以下「本財産」という。）が不動産の場合は10年）を経過するまでの間は、報告の聴取、立入検査または監査を行うことがあります。この検査等にJANPIAが立ち会う場合があります。
- ③ 同期間内においては、会計帳簿その他本事業に係る書類データは保管してください。
- ④ 事業完了報告書提出後に実施する監査は、本財産の管理状況及び事業完了後の使用目的等を確認することになります。
- ⑤ 上記①、②に規定する監査においては、必要に応じ外部の専門家による第三者監査を行うことがあります。

第4章 本助成事業に求める要件等について

1. 実行団体の基盤強化について

民間公益活動の底上げと自立化、持続的発展をめざし、資金分配団体は実行団体の基盤強化を図るため、実行団体との対等なパートナーシップによる企画の補強から進捗管理、監督、評価、教育・研修事業等の実施による基盤強化支援を行います。

評価等に関する調査実施に要する経費として評価関連経費を助成額とは別枠で申請可能です。（「第3章 2. 経費について【資金計画書作成時の留意点】」を参照してください。）

2. 事業の評価

- (1) 休眠預金等に係る資金の活用にあたっては、国民の資産である休眠預金等を活用しているという性質上、その活用の成果を適切に評価し、国民の理解を得るために「説明責任を果たすこと」、活動を効果的・効率的に行うために「学びを改善につなげること」、民間公益活動団体全般の質の向上や資金・人材の獲得などにつなげるために「活かすこと」が求められます。
- (2) 「資金分配団体・実行団体に向けての評価指針」(2020年7月改定)に基づき、評価の客観性や正当性を確保する前提のもと、社会的インパクト評価を行っていただきます。評価の主体は、評価の客観性や正当性を確保するという前提の下、自己評価を基本とします。
- (3) 資金分配団体やJANPIAは、実行団体において評価の実務経験が少ないなど、必要な場合には、各実行団体の自己評価を伴走支援します。
- (4) また、民間公益活動のうち、大規模なもの、重要なものや国民的関心が高いもの等については、外部評価や第三者評価を行うことにより、評価の信頼性及び客観性を確保することとします。なお、実施内容や実施時期については、実行団体、資金分配団体、JANPIA間で協議の上決定します。

(5)評価は事業を実施する前（事前評価）、中間時（中間評価）、事業終了時（事後評価）に実施します。また、必要に応じて追跡評価を実施する場合があります。

(6)評価に係る事務負担が、本来なされるべき民間公益活動の負担にならないようにする必要があります。

3. 実行団体に対する監督について

(1) 監督

休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に執行されるよう監督するために必要な事項について、選定された実行団体との間で締結する資金提供契約に定めます。

不正が生じた場合には、不正の原因究明、関係者に対する厳格な処分、再発防止策の策定及びその内容の公表を行うこととされています。また、資金分配団体または JANPIA が不正行為等を Web サイト上で広く一般に公表すること及び当該不正行為等の関係者について刑事告発等の必要な策を講じることがあります。

(2) 情報公開の徹底

① 資金分配団体は、選定された実行団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由、助成総額とその算定根拠を資金分配団体の Web サイト上で公表します。

当該事項を実行するための措置として、当該事項について資金提供契約に記載することとなります。

② 実行団体は、休眠預金助成システムを通じて実行団体における事業の進捗状況や評価結果、助成金の使用状況等について公表することが求められています。当該事項を実行するための措置として、当該事項について資金提供契約に記載することとなります。これらの仕組みを通じて、資金分配団体は実行団体を適切に監督していることを確認します。

③ 資金分配団体は、資金提供契約に基づき実行団体における総事業費の公正な活用及び事業の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、実行団体に対し、以下の措置を講ずることとします。

- 1) 実行団体における本事業に係る財産の状況に関し、報告または資料の提出を求めること
- 2) 資金分配団体の職員に実行団体の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、本事業に係る財産の状況に関し質問させ、または帳簿書類その他の物件を検査させること
- 3) 不正等、内容が重大であり迅速な対応が求められる場合、資金分配団体と協議の上 JANPIA が 1) 2) の措置を講ずること

資金分配団体は、上記の措置のほか、以下の措置を講ずることができます。

- ・実行団体が行う事業の公正かつ適確な遂行のために必要な措置
- ・その他助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行のために必要な措置

4. 外部監査の実施

毎年度の決算について、外部監査が可能であれば受けることを推奨します。なお、外部監査に係る経費については、管理的経費に含めていただいても構いません。

なお、上記とは別途、必要と認める場合には証憑を監査することがあります。

5. 助成金の目的外使用の禁止・財産の処分制限

- (1) 実行団体は、弊団体から受けた助成金を資金提供契約において定める用途以外の用途に使用することは禁じられています。また、資金提供契約において科目間流用について定めた場合には、当該定めに基づき、本総事業費について科目間流用を行うことができます。ただし、人件費については、弊団体が承認した場合に限ります。
- (2) 実行団体は、本事業を実施するに当たって、資金提供契約に基づき、本事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産を、助成期間中及び本事業完了日の属する事業年度の終了後 5 年間（本事業完了日の属する事業年度の終了時点で、法人税法に定める減価償却資産の耐用年数の残りが 5 年以内のものについては、その残りの耐用期間に相当する期間とする。）は、善良な管理者の注意を持って管理を行い、本事業又は事業完了時監査において資金分配団体が承諾した事業の実施のためのみに使用するものとし、これらの事業の実施以外の目的で、使用、譲渡、交換、貸付け、担保設定その他の処分を行う場合は、資金分配団体の事前の書面による承諾を得る必要があります。ただし、本財産が不動産の場合は、上記の「本事業完了日の属する事業年度の終了後 5 年間」を「本事業完了日の属する事業年度の終了後 10 年間」に延長します。
- (3) 実行団体は、固定資産台帳その他の書類を備えて本財産を管理する必要があります。

6. 選定の取消し等

- (1) 資金分配団体は、実行団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その選定の取り消し、または期間を定めて実行団体における助成金を活用した事業の全部若しくは一部の停止を求めることができます。
 - a. 実行団体による助成金を活用した助成事業の適正かつ確実な実施が困難であるとき
 - b. 不正行為等（資金提供契約書第 5 条第項の不正行為をいう。）があったとき
 - c. 関連法規等に基づく措置、処分等又は資金提供契約に違反したとき
 - d. 上記に掲げる事由のほか、資金提供契約が解除された場合その他休眠預金等交付金に係る資金の公正な活用及び事業の適正な遂行が困難と認められるとき
- (2) 実行団体は、上記の規定に基づき事業の全部または一部の停止を求められたときは、その求めに応じて事業の全部または一部を停止しなければなりません。
- (3) 1) の規定に基づき選定を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない団体は、実行団体の選定に申請することができません。
- (4) 1) ～ 3) について、資金提供契約に定めます。

7. 助成金の返還

- (1) 資金分配団体は、以下に該当する助成金がある場合は、期限を定めてその返還を実行団体に求めることができます。
 - ① 実行団体からの助成金の辞退に伴い、助成金の交付決定を取り消した場合において、既に実行団体が交付を受けている助成金
 - ② 実行団体の選定を取り消された場合または助成事業の全部若しくは一部を停止された場合において、取消しまたは停止に係る部分について既に実行団体が交付を受けている助成金

- ③本契約が解除された場合において、本助成金の全部
 - ④実行団体において不正行為等があった場合において、本助成金の全部
 - ⑤実行団体において本事業について、国又は地方公共団体から補助金又は貸付金等の支援（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む。）を受けた場合において、その補助金等の支援において対象とされる事業と本事業が重複する部分の助成金
- (2) 資金分配団体は、助成金の返還債務の確実な履行のための措置を講じます。
- (3) 1) ～ 2) について、資金提供契約に定めることとします。

8. 加算金及び延滞金

- (1) 実行団体は、助成金の返還を求められたときは、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を JANPIA に納めなければなりません。
- (2) 実行団体は、助成金の返還を求められ、これを納付期日まで納めなかったときは納付期日の翌日から納付日までの日数に応じてその未納額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を JANPIA に納めなければなりません。
- (3) 資金分配団体は、1) ～ 2) においてやむを得ない事情があると認めるときは、加算金または延滞金の全部または一部を免除することができます。
- (4) 1) ～ 3) について、資金提供契約に定めます。

9. 不正等の再発防止措置

- (1) 実行団体は、実行団体における総事業費の流用や不正使用等の事案が明らかになった場合は、当該事案が発生した原因を究明し、関係者への処分、再発の防止のための措置を講ずるとともに、その事案の内容等について弊団体に報告するとともに、実行団体の Web サイト等で公表することとします。
- (2) (1)の事案が発生した場合、JANPIA 及び資金分配団体は、実行団体における総事業費の流用や不正使用等の事案の概要等を Web サイト等で公表することとします。また、不正使用等の事案に係る者について、資金提供契約に基づく措置を講ずるほか刑事告発等の必要な措置を講じます。

10. 情報公開

- (1) 資金分配団体は実行団体と協議の上、実行団体に対する助成の事実、本事業計画、報告その他の情報について、資金分配団体の事業報告書やWebサイト等に公開することができます。また、前述の通り休眠預金助成システムに登録された情報は公開できるものとします。
- (2) 資金分配団体は実行団体はその選定を取り消されたり、本事業の実施が停止されたりした場合、その事実や関連する対応については実行団体に通知の上、資金分配団体のWebサイトその他の媒体により公開することができます。
- (3) 資金分配団体は上記の公開を行うにあたり、実行団体やその他第三者の知的財産権その他の正当な権利又は利益を侵害することがないように配慮するものとします。

11. 資金提供契約

資金分配団体は、この公募要領に定めるもののほか、実行団体に対する助成の実施に関して必要な事項を、実行団体と締結する資金提供契約※において定めることとします。

別添 1 : ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書作成の際の参考資料

自団体におけるガバナンス・コンプライアンス体制の現況を確認いただきます。

休眠預金活用事業としての説明責任を果たすために、適切な資金管理とそれを支える体制確保が求められます。この体制整備については、実行団体の規模、体制整備の実状などを踏まえて、事業実施期間中を通じて段階的に取り組み、実効性のある体制確保に努めます（運営ルールの明確化、法人形態毎に求められる体制整備について実効性のある形で実施）

自団体における、指針・ガイドライン・事務フローなど組織内において、適切な資金管理をはじめ事業実施に必要な意思決定や進捗管理等に必要なルール等が明確化され、役職員等に周知されている状態を目指します。

※下表は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、この表を参考にガバナンス・コンプライアンス体制を確認してください。なお、不明点等は弊団体へご相談ください。

<参考：ガバナンス・コンプライアンス体制に関する確認すべき項目>

確認を必要とする項目	参考 JANPIAの規程類
● 社員総会・評議員会の運営に関すること	
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款 ※（7）に関して 社団法人においては、特別利害 関係を持つ社員の社員総会への 出席ならびに議決権の行使に関す る除外規定は必須としないことと します。
(2)招集権者	
(3)招集理由	
(4)招集手続	
(5)決議事項	
(6)決議（過半数か3分の2か）	
(7)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する 評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること	
(8)議事録の作成	
● 理事会の構成に関すること※理事会を設置していない場合は不要です。	
(1)理事の構成「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内 の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」とい う内容を含んでいること	・定款
(2)理事の構成「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に 密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」と いう内容を含んでいること	
● 理事会の運営に関すること※理事会を設置していない場合は不要です。	
(1)開催時期・頻度	・理事会規則 ・定款
(2)招集権者	
(3)招集理由	

(4)招集手続	
(5)決議事項	
(6)決議 (過半数か3分の2か)	
(7)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること	
(8)議事録の作成	
● 経理に関すること	
(1)区分経理	・経理規程
(2)会計処理の原則	
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別	
(4)勘定科目及び帳簿	
(5)金銭の出納保管	
(6)収支予算	
(7)決算	
● 役員及び評議員の報酬等に関すること	
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	・役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
(2)報酬の支払い方法	
● 職員の給与等に関すること	
(1)基本給、手当、賞与等	・給与規程
(2)給与の計算方法・支払方法	
● 理事の職務権限に関すること	
代表理事、業務執行理事等の理事の職務及び権限が規定されていること	・理事の職務権限規程
● 監事の監査に関すること	
監事の職務及び権限が規定されていること	・監事監査規程
● 情報公開に関すること	
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	・情報公開規程
● 組織(事務局)に関すること	
(1)組織(業務の分掌)	・事務局規程
(2)職制	
(3)職責	
(4)事務処理(決裁)	
● 文書管理に関すること	
(1)決済手続き	・文書管理規程
(2)文書の整理、保管	
(3)保存期間	
● 利益相反防止に関すること	

(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること	
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること	
● 倫理に関すること	
(1)基本的人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理規程
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)	
(3)私的利益追求の禁止	
(4)利益相反等の防止及び公開	
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること	
(6)情報公開及び説明責任	
(7)個人情報の保護	
● コンプライアンスに関すること※資金提供契約書に規定されます。	
(1)コンプライアンス担当組織 コンプライアンスを担当する責任者を設置していること	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス規程
(2)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること	
● 内部通報者保護に関すること※資金提供契約書に規定されます。	
(1)ヘルプライン窓口 自団体で整備することが困難な場合は、JANPIAのヘルプライン窓口の外部機関を利用することで足りるものとする	<ul style="list-style-type: none"> ・内部通報（ヘルプライン）規程
(2)通報者等への不利益処分の禁止 消費者庁が策定する「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（平成28年12月9日）に沿って内部通報者保護規程を定めること	
● リスク管理に関すること	
(1)具体的リスク発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理規程
(2)緊急事態の範囲	
(3)緊急事態の対応の方針	
(4)緊急事態対応の手順	

別添 2 : コンソーシアムでの申請

申請事業の運営の意思決定及び実施を 2 団体以上で共同して行う場合には、コンソーシアムでの申請を行うことができます。

- 1) コンソーシアムを構成する団体（構成団体）から幹事団体を選び、申請は幹事団体が行います。
- 2) 申請にあたり、構成団体間で合意された各構成団体の役割については、事業計画書「10.実施体制と従事者の役割」に記入してください。

3)申請書類については、以下の書類をご準備下さい。

<コンソーシアムで申請の場合>

幹事団体は上記申請書類に加えて、以下の書類を提出してください。

- ・ コンソーシアムに関する誓約書（登録印の押印が必要）

※別紙 1. 欠格事由に関する誓約書、別紙 2. 業務に関する確認書、別紙 3. 情報公開同意書を含みます。また、以下の書類については、幹事団体以外の構成団体ごとに用意し、幹事団体が構成団体ごとに zip ファイルで取りまとめたうえで提出してください。

※幹事団体 + 2 つの構成団体のコンソーシアムの場合は、以下の 2 種の書類を計 3 団体分の提出が必要
ガバナンス・コンプライアンス体制の確認については、別添 1 を参照してください。

- ・ ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書
- ・ 役員名簿

4) 採択された場合は、資金提供契約締結時に、構成団体間で、次の内容を定めた「コンソーシアム協定書」を締結していただきます。

定める内容：構成団体間で合意された各構成団体の役割、意思決定機関としての運営委員会の設置、コンプライアンス責任者の設置、内部通報窓口の設置（JANPIA の内部通報窓口が利用可能です）、連帯責任内容、並びに運営規則等

5)「コンソーシアム協定書」作成の際に、「コンソーシアム協定書作成における留意点」を参考にしてください。

6) 当該協定書の副本は参考資料として資金分配団体との資金提供契約の締結時に資金分配団体に提出していただきます。

7) 各構成団体で、自団体における、指針・ガイドライン・事務フローなど組織内において、適切な資金管理をはじめ事業実施に必要な意思決定や進捗管理等に必要なルール等が明確化され、役職員等に周知されている状態を目指します。